

第五次地域管理経営計画書

(北上川中流森林計画区)

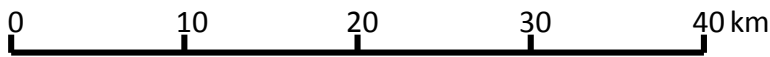
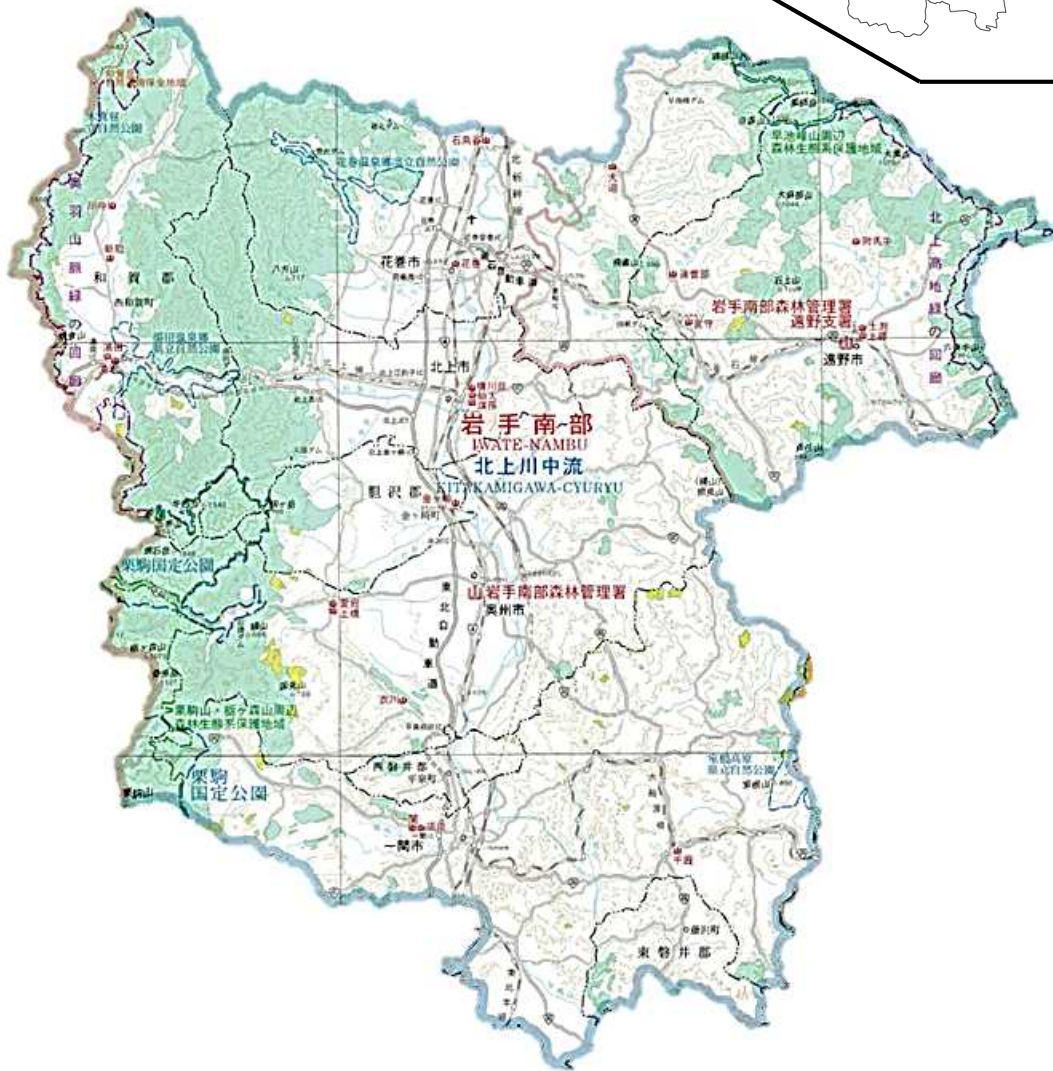
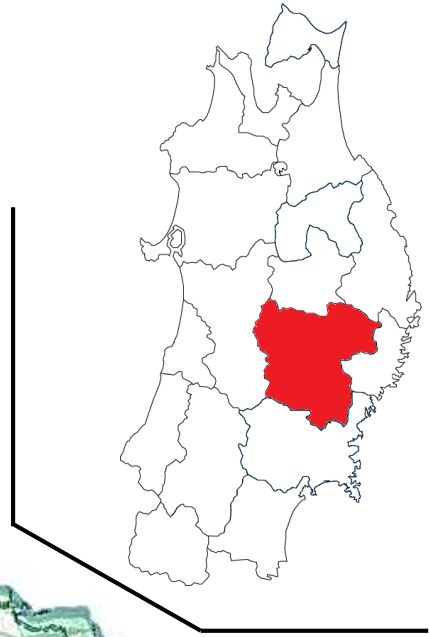
計画期間

自	平成 30 年 4 月 1 日
至	平成 35 年 3 月 31 日

東北森林管理局

この地域管理経営計画は、国有林野の管理経営に関する法律（昭和 26 年法律第 246 号）第 6 条の規定に基づき、東北森林管理局長が定める平成 30 年 4 月 1 日から成 35 年 3 月 31 日までの 5 年間を計画期間とする北上川中流森林計画区に係る国有林野の管理経営に関する計画である。

北上川中流森林計画区の位置図



	国有林野
	官行造林地

目 次

はじめに	1
------------	---

1 国有林野の管理経営に関する基本的な事項

(1) 国有林野の管理経営の基本方針	2
① 森林計画区の概況	2
② 国有林野の管理経営の現状及び評価	2
ア 計画区内の国有林野の現況	
イ 主要事業の実績	
(ア) 伐採量	
(イ) 更新量	
(ウ) 保育量	
(エ) 林道の開設及び改良	
(オ) 保護林・緑の回廊	
③ 持続可能な森林経営の実施方向	6
ア 生物多様性の保全	
イ 森林生態系の生産力の維持	
ウ 森林生態系の健全性と活力の維持	
エ 土壌及び水資源の保全と維持	
オ 地球的炭素循環への森林の寄与の維持	
カ 社会の要望を満たす長期的・多面的な社会・経済的便益の維持及び増進	
キ 森林の保全と持続可能な経営のための法的、制度的及び経済的枠組	
④ 政策課題への対応	8
(2) 機能類型に応じた管理経営に関する事項	10
① 機能類型ごとの管理経営の方向	10
別表 1～6	12
ア 山地災害防止タイプにおける管理経営の指針その他山地災害防止タイプに関する事項	
(ア) 土砂流出・崩壊防備エリア	
(イ) 気象害防備エリア	
イ 自然維持タイプにおける管理経営の指針その他自然維持タイプに関する事項	
ウ 森林空間利用タイプにおける管理経営の指針その他森林空間利用タイプに関する事項	
エ 快適環境形成タイプにおける管理経営の指針その他快適環境形成タイプに関する事項	
オ 水源涵養タイプにおける管理経営の指針その他水源涵養タイプに関する事項	
② 地区ごとの管理経営の方向	16
ア 花巻西地区（岩手南部 501～575、579～618 林班）	
イ 花巻東地区（岩手南部 701、702、706～708 の一部、709 一部、遠野 703～705、708 の一部、709 の一部～771、809～840 林班）	
ウ 沢内地区（岩手南部 1041～1116、1148～1220 林班）	
エ 湯田地区（岩手南部 1001～1040、1120～1146、1301～1348 林班）	

- オ 北本内・尻平川（岩手南部 1401～1505 林班）
- カ 鈴嶋・夏油地区（岩手南部 1601～1649 林班）
- キ 胆沢川地区（岩手南部 16～147、154～168 林班）
- ク 水沢・江刺地区（岩手南部 1～15 林班）
- ケ 須川地区（岩手南部 230～255 林班）
- コ 一関地区（岩手南部 214～228、256～259 林班）
- サ 千厩地区（岩手南部 201～206、260～270 林班）
- シ 遠野地区（遠野 1～2、104～125、201～308 林班）
- ス 薬師岳地区（遠野 74～103、126、341～392、395～454 林班）
- セ 上郷土淵地区（遠野 4～72 林班）

(3) 森林の流域管理システムの下での森林・林業再生に向けた貢献に必要な事項	22
① 低コスト化を実現する施業モデルの展開と普及	22
② 林業事業体の育成	22
③ 民有林と連携した施業の推進	22
④ 森林・林業技術者等の育成	22
⑤ 林業の低コスト化等に向けた技術開発	23
⑥ その他	23
ア 森林病虫害対策の推進	
イ 野生鳥獣害対策の推進	
ウ 安全・安心の取組	
エ 下流域住民等に対する情報提供、林業体験活動等	
(4) 主要事業の実施に関する事項	23
① 伐採総量	24
② 更新総量	24
③ 保育総量	24
④ 林道の開設及び改良の総量	24
(5) その他必要な事項	24
① 地球温暖化防止対策の推進	24
② 生物多様性の保全	25

2 国有林野の維持及び保存に関する事項

(1) 巡視に関する事項	25
① 山火事防止等の森林保全巡視	25
② 境界の保全管理	25
(2) 森林病虫害の駆除又はそのまん延の防止に関する事項	25
(3) 特に保護を図るべき森林に関する事項	26
① 保護林	26
② 緑の回廊	27
(4) その他必要な事項	27
① 野生鳥獣との共生及び被害対策	27
② 溪畔周辺の取扱い	28

③ 希少な野生生物の保護	28
④ その他	28

3 林産物の供給に関する事項

(1) 木材の安定的な取引関係の確立に関する事項	28
(2) その他必要な事項	28
① 木材利用の推進	28
② きのこ原木等の安定供給に向けた取組	29

4 国有林野の活用に関する事項

(1) 国有林野の活用の推進方針	29
(2) 国有林野の活用の具体的手法	29
(3) その他必要な事項	30

5 公衆の保健の用に供する区域並びに当該区域内における公衆の保健の用に供する施設及び森林の整備に関する基本的な方針

30

6 公益的機能維持増進協定に基づく林道の開設その他国有林野と一体として整備及び保全を行うことが相当と認められる私有林野の整備及び保全に関する事項

(1) 公益的機能維持増進協定の締結に関する基本的な方針	30
(2) 国有林野と一体として整備及び保全を行うことが相当と認められる私有林野の整備及び保全に関する事項	30

7 国民の参加による森林の整備に関する事項

(1) 国民参加の森林に関する事項	30
(2) 分収林に関する事項	32
(3) その他必要な事項	32
① 森林環境教育への取組	32
② 地域住民や関係機関と連携した取組	32
③ 双方向の情報受発信	32

8 その他国有林野の管理経営に関し必要な事項

(1) 林業技術の開発、指導及び普及に関する事項	33
(2) 地域の振興に関する事項	33
(3) その他必要な事項	33

の時期・方法の採用により、低コスト化を図る。

林道については、林産物の搬出、森林の育成、森林の保全管理等を効率的に行えるように、低コストかつ計画的な整備を図る。

当計画期間の各事業の総量は、次のとおりである。

① 伐採総量 (単位：m³)

区 分	主 伐	間 伐	臨時伐採量	計
計	629,000	850,200 (11,593ha)	55,000	1,534,200

注1) () は、間伐面積である。

注2) 臨時伐採量とは、事業の支障木や被害木など、あらかじめ箇所ごとの伐採量を見込むことが困難なものである。

② 更新総量 (単位：ha)

区 分	人工造林	天然更新	計
計	2,545	161	2,705

注) 四捨五入により計が一致しない。

③ 保育総量 (単位：ha)

区 分	下 刈	つる切・除伐	計
計	4,411	227	4,638

④ 林道の開設及び改良の総量

区 分	開 設		改 良	
	路線数	延長量(m)	箇所数	延長量(m)
計	26	47,001	1	10

(5) その他必要な事項

① 地球温暖化防止対策の推進

国有林野事業として木材の利用促進に取り組むとともに、木材利用による地球温暖化防止対策について国民への啓発に努める。

具体的には、治山工事において、治山ダムに使用する型枠に木製パネル式残存型枠や針葉樹型枠用合板を積極的に利用するとともに、山腹工における土留工、柵工及び水路工等についても木製構造物を採用するなど木材を積極的に活用する。また、林道工事においても、盛土箇所に必要な土留工や柵工等に木製構造物を活用するなど木材を積極的に利用す

る。

② 生物多様性の保全

国有林野が奥地脊^{せきりょう}梁山脈から里山まで所在し、生物多様性の保全上重要な役割を担っていることを考慮し、「早池峰山周辺森林生態系保護地域」等の原生的な天然林や希少な野生生物が生育・生息する森林について、引き続き、適切な保全管理を行う。

また、これら以外の森林においても、適切な間伐等を実施するとともに、主伐及びその後の適確な更新を実施して、針広混交林化、複層林化、長伐期化など、地域の森林の現況に基づき、多様で健全な森林の整備・保全を推進することにより生物多様性の保全に配慮する。

さらに、自然災害等により劣化した森林の再生・復元、野生鳥獣との共存に向けた森林整備に取り組むほか、地域やボランティア、NPO等と協働・連携した森林管理を推進する。

具体的には、早池峰山周辺において、岩手県、花巻市、遠野市、NPO等と連携した特定外来生物のオオハンゴンソウ等の駆除による森林生態系の保全に努める。

2 国有林野の維持及び保存に関する事項

(1) 巡視に関する事項

① 山火事防止等の森林保全巡視

日常の森林保全巡視を着実に実施することにより、山火事及び廃棄物の不法投棄の未然防止、森林病虫獣害の早期発見・防除、高山植物の保護、保安林の適切な管理等の保全管理に努める。保全管理の実施に当たっては、県、市町、ボランティア、NPO等との協力・連携を図り、入林者への山火事防止や不法投棄防止意識の啓発等に努めるとともに、風水害による山地崩壊、倒木、林道等の施設災害の未然防止、あるいは早期発見に努める。

特に、路網の整備に伴い、ゴミ及び一般産業廃棄物の不法投棄が発生することも想定されるため、不法投棄の未然防止のため、県、市町、ボランティア等と連携を図りつつ、巡視に努める。

② 境界の保全管理

境界の適切な保全管理は、国有林野の管理経営の基礎であることから、境界標識類の確認、境界の巡視、不明標の復元を計画的に行い、境界の保全管理に努める。

また、居住地域周辺等に所在する国有林野については、権限が未設定での占有使用やゴミの不法投棄等が生ずることのないよう、重点的に保全管理に努める。

(2) 森林病虫害の駆除又はそのまん延の防止に関する事項

森林病虫害等の被害対策については、保護樹帯の設置、適切な保育の実施等による病虫害等の森林被害に対する抵抗性の高い森林の整備など、被害の未然防止に努めるとともに、早期発見及び早期駆除に努め、日常の管理を通じて適時適切に行う。

このうち、松くい虫被害については、被害が拡大していることから、県、市町等と連携して被害の監視を強化するとともに情報を共有し、連携した防除対策を講じる。

また、伐期齢を超えるマツ林について、必要に応じて樹種転換を検討する。なお、マツ林

の樹種転換の検討箇所は、次の表を目安とする。また、実施に際しては、県、市町等と情報を共有して双方の防除対策の整合性を取るとともに、法令等により伐採等に制限が定められている場合はその範囲内とする。

ナラ枯れ被害については、被害が拡大していることから、県、市町、森林組合、ボランティア等と連携して被害の監視を強化するとともに情報を共有し、連携した防除対策を講じる。

具体的には、岩手県県南広域振興局と締結した「ナラ枯れ被害対策の連携強化に関する協定」に基づき、関係機関のみならず地域住民を委嘱した「ナラ枯れ被害通報協力員」からも情報提供を受け、県、市町、森林組合等と情報を共有するとともに、連携した防除対策を講じる。

区 分	条 件
マツ林を継続する林分	① 保護が必要なマツ林 ・保護林、特別母樹林、その他自然維持タイプに属する林分等のマツの遺伝的多様性の保全に資する林分 ・歴史的経緯、景観又は公益的機能の確保等の観点からマツ林の継続を必要とする林分
	② 松くい虫被害のおそれの低いマツ林 ・①以外の林分のうち、MB指数が19未満の区域の林分
マツ林を継続しない林分	上記以外の林分（ただし、②のうち近隣の被害状況から見て松くい虫被害のおそれがある林分も含む。）

注) MB指数とは、1年のうち平均気温が15℃以上の月について、平均気温から15を引いた値を合計したものの。

(3) 特に保護を図るべき森林に関する事項

① 保護林

本森林計画区には、早池峰山とその南に対峙する薬師岳を中心とする一帯の「早池峰山周辺森林生態系保護地域」をはじめとして、9か所の保護林を設定し、モニタリング調査による継続的な観測・記録、グリーン・サポート・スタッフ等を活用した保全活動を通して、適切な保全管理に努める。

また、大学や試験研究機関に対して積極的な情報提供に努め、要請に応じ、学術研究フィールドとして提供する。

なお、入林者の影響等による植生荒廃の防止等の措置が必要な箇所については、地域の関係者等との利用ルールの確立、標識の設置、歩道の整備等に努め、立入りを可能とする区域については、学習の場等として多くの国民が利用できるよう努める。

種 類	箇所数	面 積 (ha)
森林生態系保護地域	2	12, 123
生物群集保護林	3	12, 963
希少個体群保護林	4	87
総 数	9	25, 174

注) 四捨五入により計が一致しない。

② 緑の回廊

本森林計画区には、2か所の緑の回廊を設定している。

「奥羽山脈緑の回廊」は、奥羽山脈沿いに、北は八甲田山周辺から、南は蔵王山周辺に至るまで、約2kmの幅で延長約400kmにわたって設定しており、本森林計画区には延長約54kmが含まれる。

「北上高地緑の回廊」は、北上高地の分水嶺沿いに、「早池峰山周辺森林生態系保護地域」を核として、北は平庭岳から、南は毛無森山に至るまで、約2kmの幅で延長約150kmにわたって設定しており、本森林計画区には延長約43kmが含まれる。

緑の回廊においては、将来的に多様な樹種や複数の樹冠層からなる天然林を指向することとし、林内空間・照度及び採餌空間の確保など、野生生物の生育・生息環境の整備を図る観点から、針広混交林に誘導するための抜き伐り等に努めるとともに、モニタリング調査を実施し、民有林関係者とも連携しつつ、質的充実に努める。

名 称	延 長 (km)	面 積 (ha)
奥羽山脈	54	4, 400
北上高地	43	5, 402
総 数	97	9, 802

(4) その他必要な事項

① 野生鳥獣との共生及び被害対策

野生鳥獣との共生については、森林施業を計画的に実施していく中で、野生鳥獣の移動経路等の生息環境を維持していくよう配慮する。

野生鳥獣による被害対策については、関係省庁、県、市町等と情報を共有しつつ、日常の森林保全巡視において森林被害の監視に努める。

近年その分布が拡大しているニホンジカについては、森林被害発生を防止するために、監視体制の強化を図り、分布情報や被害状況の的確な把握に努めるとともに、県、市町等と情報を共有する。具体的には、職員のみならず、国有林野で作業を行う事業者や入林者にも働きかけることで、国有林関係者の総力を挙げて、チェックシートを活用したニホンジカの分布状況調査等に取り組む。さらに、県、市町等と情報を共有しつつ、連携した防除対策を講じる。

特に、遠野市を中心にニホンジカによる森林被害が確認されていることから、被害の監視を強化するとともに、岩手県、遠野市、地元猟友会と生息・被害情報を共有し、連携した囲いわなによる捕獲、林道の除雪による狩猟者の支援を行う。さらに、造林地への被害防止のため、防鹿柵の設置等を実施する。

② 溪畔周辺の取扱い

溪畔周辺については、野生生物の生育・生息場所や移動経路等として、生物多様性の保全上重要な役割を担っている。このため、本来成立すべき植生による上流から下流までの連続性を確保することにより、森林生態系ネットワークの形成に努める。

③ 希少な野生生物の保護

希少な野生生物については、生育・生息地の情報把握に努めるとともに、必要に応じて専門家の協力も得ながら、森林の各種機能の発揮との調整を図りつつ、その保護に努める。

特に、イヌワシ、クマタカ等の希少な猛禽類については、引き続き営巣情報の把握に努めるとともに、営巣地周辺における事業実施に当たっては、専門家等から助言を得た上で、適切な時期に実施するとともに、人工林資源の循環利用及び猛禽類の採餌環境の創出の双方に有効な手法を選択する。

④ その他

「自然維持タイプ」及び「森林空間利用タイプ」については、地域住民、ボランティア、NPO等とも連携を図りながら、生物多様性保全の視点も踏まえつつ希少種の保護や移入種の侵入防止等に努める。

具体的には、早池峰山周辺において、岩手県、花巻市、遠野市、NPO等と連携した特定外来生物のオオハンゴンソウ等の駆除による森林生態系の保全活動に取り組む。

3 林産物の供給に関する事項

(1) 木材の安定的な取引関係の確立に関する事項

本森林計画区においては、スギ、カラマツ等の人工林の資源が本格的な利用が可能な段階に入った状況を踏まえ、公益重視の管理経営を推進する中で、機能類型区分に応じた適切な施業の結果得られる木材については、地域における木材の安定供給体制の構築が図られるよう、地域や樹材種ごとの木材の価格、需給動向を把握しつつ、国有林材の安定供給システム販売等を通じて計画的、安定的供給に努める。

また、広葉樹等の民有林から安定供給が期待しにくい林産物の計画的かつ安定的な供給に努める。

なお、木材需要の急変時には、地域や関係者の意見を迅速かつ的確に把握し、全国的なネットワークを持つ国有林野事業の特性を活かした需給調整機能の発揮に努める。

(2) その他必要な事項

① 木材利用の推進

公共関連工事や施設での木材利用を進めるため、治山・林道工事等において、木材の特質を考慮しつつ法面保護工、治山ダム等に木材を積極的に利用するとともに、庁舎等の施

設を新改築する場合は、木造化・木質化を積極的に推進し、率先して木材の利用に取り組む。

また、県、市町等と木材需要についての情報交換を進めるとともに、林業・木材産業関係者と連携することにより、木材利用の促進や新たな需要開拓に寄与する。

② きのこと原木等の安定供給に向けた取組

東日本大震災による原子力発電所事故で放出された放射性物質の影響により、きのこと原木等が不足している状況の中、きのこと原木の供給が可能な林分の把握及び供給可能者と供給希望者のマッチング支援を担うコーディネーターへの情報提供に努めるほか、菌床栽培用のおが粉原木の供給に努める。

4 国有林野の活用に関する事項

(1) 国有林野の活用の推進方針

本森林計画区内の「夏油高原^{げとう}野外スポーツ地域」は、夏油高原^{げとう}スキー場として、多くの県内外及び外国人観光客に利用されている。

このように、国有林野の活用に当たっては、本森林計画区の自然的、社会・経済的な特色を踏まえつつ、住民の意向等を考慮して、公用・公共用・公益事業の用に供する活用、都市と農山漁村の交流の促進、公衆の保健のための活用等により、地域における産業の振興や住民の福祉の向上に資するよう努める。

レクリエーションの森については、地元市町を始めとする幅広い地域関係者、参画する事業者等の意見を十分に勘案するとともに、各地域の振興計画等との調整を図りつつ、地域管理経営計画の策定に合わせ、また必要が生じた都度、見直す。なお、本森林計画区におけるレクリエーションの森は次の表のとおりである。

レクリエーションの森

種 類	箇所数	面 積 (ha)
自然休養林	—	—
自然観察教育林	1	24
風景林	1	26
森林スポーツ林	—	—
野外スポーツ地域	2	550
風致探勝林	—	—
総 数	4	600

(2) 国有林野の活用の具体的手法

国有林野の活用については、公益的機能が発揮されるよう調整を図りつつ取り組む。

また、県、市町等との情報交換を密にし、公用・公共用・公益事業のための活用に資するとともに、不要地については、Web サイト等を活用し、広く情報の提供に努める。

- (3) その他必要な事項
特になし。

5 公衆の保健の用に供する区域並びに当該区域内における公衆の保健の用に供する施設及び森林の整備に関する基本的な方針

該当なし。

6 公益的機能維持増進協定に基づく林道の開設その他国有林野と一体として整備及び保全を行うことが相当と認められる私有林野の整備及び保全に関する事項

(1) 公益的機能維持増進協定の締結に関する基本的な方針

国有林野に隣接・介在する私有林の中には、小規模で孤立分散し立地条件が不利であること等から森林所有者等による施業が十分に行われず、当該私有林における土砂流出等の発生が国有林野の有する国土保全等の公益的機能の発揮に悪影響を及ぼす可能性がある。このような場合において、国有林野の有する公益的機能の維持増進を図るために有効かつ適切なものとして、公益的機能維持増進協定制度を活用し、私有林と一体的に施業を実施する取組を推進することとし、このことを通じて私有林の有する公益的機能の維持増進にも寄与する。

具体的には、森林施業の集約化を図るための林道や森林作業道の開設とこれらの路網を活用した間伐等の施業、地域の森林における生物多様性の保全を図る上で必要となる施業等を私有林と一体的に実施する取組を推進する。

(2) 国有林野と一体として整備及び保全を行うことが相当と認められる私有林野の整備及び保全に関する事項

公益的機能維持増進協定の締結に当たっては、森林法等の定めに従い、私有林の森林所有者等にも原則として相応の費用負担を求めるなど、合理的な役割分担の下での一体的な森林の整備及び保全の実施に向けた条件整備を進める。

7 国民の参加による森林の整備に関する事項

(1) 国民参加の森林に関する事項

国民が自主的に行う森林整備活動を推進するため、国民参加の森林として設定する「ふれあいの森」制度について、県、市町、ボランティア団体等へ周知し、設定を推進する。また、ボランティア団体が行う森林づくりの活動に対して、助言、技術指導等の支援を行うとともに、県、市町、緑化関係団体等と連携し、円滑な活動の実施に努める。

木の文化を後世に継承していくために必要な木材や樹皮等の資材を供給する森林を守り育てるため設定する「木の文化を支える森」においては、将来行われる歴史的建造物の修理用材を確保するため、引き続きフィールドを提供し、地域の産業振興に貢献するとともに、木の文化の継承に向けた森林教室の場として活用する。

国有林野を活用した体験活動等を実施する「遊々の森」、企業などにおいて社会的責任（CSR）活動等を実施する「社会貢献の森」及び森林保全を目的とした森林パトロールや美化活動等を実施する「多様な活動の森」においては、引き続きフィールドの提供、技術指

導等の支援を行うとともに、森林、林業等に関する情報を提供する。

その他、ボランティア団体等が行う自主的な森林整備や保全活動についての要請に対応したフィールドの提供、協定の締結など、多様な取組に努める。

遊々の森

名 称 (市町村)	面 積 (ha)	位 置 (林小班)
ヒメボタル悠々の森 (北上市)	38.27	畑入山・仙人続山国有林 (岩手南部 1612 ち2内、ち4内、り1内、り2内、る2 内、わ内、か内、た、そ1内、そ2内)
星めぐりの森 (西和賀町)	47.75	長橋国有林 (岩手南部 1112 ろ2、ろ 3、に2、と、イ、1113 ろ1、ろ2、は 1、へ、と、イ)
月山きらめきの森 (北上市)	66.76	人当国有林 (岩手南部 1501 ぬ、れ、 1504 い、ろ、に、ほ1、と、ち1、り、 ぬ、る1、る2、る4、る5、れ)
琴畑水源遊々の森 (遠野市)	95.76	東恩徳国有林 (遠野 49 ち1～20、50 へ 1～3、51 は、に1～10)

社会貢献の森

名 称 (市町村)	面 積 (ha)	位 置 (林小班)
ホームマックの森 (奥州市)	0.67	二又岳国有林 (岩手南部 51 イ1)

木の文化を支える森

名 称 (市町村)	面 積 (ha)	位 置 (林小班)
歴史の森 (一関市)	0.57	金山沢国有林 (岩手南部 217 れ4)
平泉古事の森 (奥州市)	10.21	月山国有林 (岩手南部 16 ほ、へ、ち、 り1、り2、ぬ1、ぬ2、ぬ3、ぬ4、か 1、か2、ね1、ね3)

多様な活動の森

名 称 (市町村)	面 積 (ha)	位 置 (林小班)
水沢鉦山 (みんちややま) 古道ふれあいの森 (北上市)	15.33	仙人続山国有林 (岩手南部 1644 い1内、い4内、い7内、ち2内、へ内、ト内、1645 イ内)

(2) 分収林に関する事項

国有林野の所在する地域の振興と国民参加による森林整備、緑化思想の普及のため、地元地域のみならず都市部の住民にも広く働きかけ、国民自らが森林資源の造成や地球環境の保全・形成に参画できる制度として推進する。

また、企業や団体等に対しては、業種の枠にとられない社会貢献活動の一環として、森林資源の造成や環境保全に資する森林育成に参画を求める分収林事業（「法人の森林」）を推進する。

(3) その他必要な事項

① 森林環境教育への取組

学校、県、市町、企業、ボランティア、NPO、地域の森林所有者、森林組合等の民有林関係者など、多様な主体と連携しつつ、「遊々の森」等を活用した森林教室等の体験活動、森林環境教育のプログラムや教材の提供、指導者の派遣や紹介等に積極的に取り組む。

その際、指導者の派遣や紹介等を行うとともに、森林管理局・森林管理署等に設置した森林・林業・木材に関する相談窓口である「緑づくり支援窓口」を通じた情報提供、教職員やボランティアのリーダー等に対する普及啓発や技術指導、森林環境教育のプログラムや教材の提供など、波及効果が期待される取組の実施にも努める。

具体的には、岩手県、遠野市、森林組合等が開催する「遠野市緑化祭」に協力し、植樹指導等の支援を行う。

② 地域住民や関係機関と連携した取組

NPO等が行う自主的な森林整備等へのフィールドの提供や必要な技術指導を行うなど、国民による国有林野の積極的な利用を推進することとし、森林整備や保全活動の要請に対応したNPO等と森林管理署等との協定の締結等、多様な取組に努める。

また、地域で開かれる森林環境教育活動への協力、Web サイト等の各種メディアの活用等により、森林・林業に関する情報・サービスの提供に努める。

具体的には、早池峰山周辺において、岩手県、花巻市、遠野市、NPO等と連携した特定外来生物のオオハンゴンソウ等の駆除による森林生態系の保全に努める。

③ 双方向の情報受発信

国有林モニターの活用等により、国有林野事業の取組全般について国民の意見を聴くなど、国民と国有林との双方向の情報・意見の交換を図ることにより、国民の要望の的確な把握、これを反映した管理経営の推進等の対話型の取組を進め、国有林野事業に対する幅広い理解と支援を得るよう努める。

8 その他国有林野の管理経営に関し必要な事項

(1) 林業技術の開発、指導及び普及に関する事項

本森林計画区内の国有林野を、高性能林業機械の研修、大学・試験研究機関等の学術研究のためのフィールドとして提供するとともに、本森林計画区内に設定されている試験地等を活用して技術交流を図るなど、民有林との連携強化に努める。

具体的には、低コスト造林技術の開発・実証のため設定した低密度植栽試験地において、植栽木の生育調査、施業方法の実証等を行い、低コスト造林技術を確立するとともに、民有林への技術の普及に努める。

(2) 地域の振興に関する事項

森林の整備や林産物の販売、国有林野の活用、森林空間の総合利用など、国有林野事業の諸活動と国有林野の多様な利活用を通じて、地域産業の振興、住民の福祉の向上等に寄与するよう努める。

また、市町など地域の要請にきめ細かく対応することとし、地域振興等に資する国有林野の貸付や売払いに努める。

なお、本森林計画区では、豊かな自然環境が地域の重要な資源となっていることを踏まえ、地域性を活かした産業の振興のための国有林野の活用、景観に配慮した施業の実施等について、地元市町等からの要望への積極的な対応に努める。

(3) その他必要な事項

花粉発生源対策についての社会的要請に適切に対応するため、国有林におけるスギの植栽に際しては、可能な限り花粉症対策苗木の使用に努める。

